

## < i D取扱規約 >

本規約は、加盟店（第1条第1項にて定義）が、日本国内の施設において i D決済システム（以下「本決済システム」といいます）と称する非接触 IC チップを用いた決済サービスの取扱い（以下「i Dサービス」といいます）により信用販売（第2条第1項にて定義）を行う場合の株式会社日本決済情報センター（以下「当社」といいます）、及び加盟店との間における契約関係（以下「本契約」といい、本契約に基づく加盟店が順守すべき規約を「本規約」といいます）について定めるものです。加盟店は、本規約に従い、i Dサービスにより、商品等の提供を行うものとします。

### 第1条（加盟店）

1. 本規約を承認のうえ、当社に i Dサービスを申込み、当社が加盟を認めた法人、個人又は団体を i D加盟店（以下「加盟店」といいます）とします。また、当社が本規約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を契約日とします。なお、本規約に基づき、当社及び加盟店間で成立した契約を本契約といいます。
2. 加盟店は、i Dサービスを行う店舗・施設（以下「取扱店舗」といいます）を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします。当社の承認のない取扱店舗で i Dサービスによる信用販売はできないものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行う取扱店舗内外の見易いところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
4. 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問いません）できないものとします。

### 第2条（定義）

本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次のとおりとします。

1. 信用販売  
会員と加盟店との間における、当社所定の方法により i D携帯等（本条第3項にて定義）を対価の支払手段とする取引をいいます。
2. i D  
提携組織（本条第7項にて定義）が提供する非接触 IC チップを用いた決済サービスをいいます。
3. i D携帯等  
本決済システムの利用に必要な会員情報が登録された非接触 IC チップを装備し、本決済システムに対応する機能を備えた携帯電話、カード及びその他の媒体をいいます。
4. 会員  
i D携帯等を正当に所持する者をいいます。
5. i D取扱端末  
本決済システムに対応する機能を備え、i D携帯等の有効性をチェックする機器をいいます。
6. 売上債権  
信用販売により加盟店が会員に対し取得する金銭債権をいいます。
7. 提携組織

当社が業務提携する組織（当該業務提携組織と提携関係にある株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモを含みます）をいいます。

8. 提携組織の規則等

提携組織が定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、及び提携組織の指示、命令、要請等（提携組織の指示等に基づく当社から加盟店に対する指示等を含みます）をいいます。

9. 営業秘密等

本規約の履行上知り得た相手方の技術上、又は営業上、その他の秘密をいいます。

10. 第三者

当社及び加盟店以外の全ての者をいいます。

11. 個人情報

会員又は会員の予定者（入会申込者を含みます）の個人情報（個人に関する情報で氏名・住所・生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいい、氏名・住所・生年月日・電話番号・契約番号・預貯金口座・請求額をいうが、これらに限られません）をいいます。

12. 個人情報管理責任者

個人情報保護に関する責任者をいいます。

13. 実行計画

クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策、又はクレジットカード不正利用防止のために加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含みます）であって、その時々における最新のものをいいます。

14. iD携帯等の会員番号等

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 35 条の 16 第 1 項に定める「クレジットカード番号等」（クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号、又はセキュリティコード）をいいます。

15. 立替払金

加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権にかかる債務につき、当社が、会員に代わって、立替払いする金員をいいます。

### 第 3 条（表明・保証）

加盟店は、当社に対し、本契約締結にあたり、本契約締結日時点、及び本契約の有効期間中において、以下の事項が真実、且つ、正確であることを表明し、保証するものとします。

1. 行為能力

加盟店は、適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力、及び行為能力を有すること

2. 社内手続

加盟店は、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款、その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法、且つ、適正に完了していること

3. 適法性等

本契約を加盟店が締結し、又は加盟店がこれらに基づく権利を行使し、若しくは義務を履行することは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款、その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反、又は債務不履行事由とはならないこと

4. 有効な契約

本規約は、これを締結した加盟店につき、適法、有効、且つ、拘束力のある契約であること

5. 非詐害性

加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知りうる限り、本契約について詐害行為取消、その他の異議を主張する第三者は存在しないこと

6. 提供情報の正確性

加盟店が、本規約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、且つ、重要な情報は全て当社に提供されていること

#### 第4条（信用販売）

1. 加盟店は、会員が、iD携帯等を提示して、物品の販売、サービスの提供、その他、加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、店頭において信用販売を行うものとします。
2. 当社の提携関係、又は加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により信用販売を行うiD携帯等の範囲も変動するものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行うとともに、当社が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含みます）を遵守するものとします。
4. 本規約は、加盟店が店頭において行う販売について適用されるものとし、加盟店が、通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、店頭販売以外の態様の取引により信用販売を行う場合は、適用されないものとします。

#### 第5条（取扱い商品）

1. 加盟店は信用販売において取扱う商品・サービスについては、事前に当社に届け出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。但し、加盟店は、当社による承認の有無にかかわらず、以下の何れかに該当するか、又は該当する恐れがある商品・サービスを取り扱ってはならないものとします。
  - (1) 当社が公序良俗に反すると判断するもの
  - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定め違反するもの
  - (3) 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権、その他の権利を侵害するもの
  - (4) 提携組織の規則等により取扱いが禁止されるもの（提携組織が公序良俗に反すると判断したもの、及び提携組織の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含みます）
  - (5) 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカード、その他の有価証券等の換金性の高い商品、及び当社が別途指定した商品・サービス等
  - (6) その他、会員との紛議、若しくは不正利用の実態等に鑑み、又は当社及び提携組織のブランドイメージ保持の観点から、当社が不相当と判断したもの
2. 前項による当社の承認は、当該商品・サービスが前項各号の何れにも該当しないことを保証するも

のではなく、当社による承認後に、当社が承認した商品・サービスが、前項各号の何れかに該当すること、若しくはその恐れがあることが判明した場合、又は、法令、提携組織の規則等の変更等により、前項各号の何れかに該当すること（その恐れがある場合を含みます）となった場合、当社は、加盟店に対する何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとします。

3. 前2項にかかわらず、当社が取扱う商品・サービスについて報告を求めた場合には、加盟店は、速やかに報告を行うものとし、当社が第1項各号の何れかに該当すると判断した場合には、加盟店は速やかに当該商品・サービスの信用販売を中止するものとします。

## 第6条（信用販売の種類）

信用販売の種類は、1回払い販売とします。

## 第7条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、会員からiD携帯等の提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、iD取扱端末を利用して、その取扱契約に基づくすべての信用販売において第12条第1項に定める無効データにより、当該iD携帯等による本決済システムの利用の有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、当該信用販売が偽造iD携帯等の利用、その他のiD携帯番号等の不正利用（以下「不正利用」といいます）に該当しないことを確認するとともに、暗証番号の入力が必要な場合には、所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認して信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でiD取扱端末の使用ができない場合は、信用販売を行うことはできません。この場合、如何なる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとします。
2. 信用販売における取扱い金額は、当該販売代金、並びにサービス提供代金（何れも税金、送料等を含みます）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとします。
3. 加盟店は、当社が別途定める場合を除き、iD取扱端末をその取扱契約に従い使用して当該信用販売に関するデータ（以下「売上データ」といいます）を当社に送信するものとします。
4. 加盟店は、当社が別途定める場合を除き、iD取扱端末から信用販売時に出力される伝票（以下「売上票」といいます）のうち、会員控えを会員に交付し、加盟店控えを加盟店の責任において保管するものとします。
5. 加盟店は、売上データの分割記載等は行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当社所定の方法により、当該売上を取り消す等して、新たに本条の手続により、売上データを作成し直すものとします。
6. 加盟店は、有効なiD携帯等を提示した会員に対して、商品の販売代金、並びにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金客と異なる代金の請求をすること、及びiD携帯等の円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとします。また、正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額、又は一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いは行わないものとします。
7. 前6項にかかわらず、加盟店は、当社が必要又は適当と認めて、信用販売の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができない合理的な事由がある場合を除き、加盟店は、

変更後の方法により信用販売を行うものとします。

#### 第8条（不審な取引の通報）

1. 加盟店は、提示された i D 携帯等について、i D 携帯等の提示方法に不審がある場合、当社が予め通知した偽造・変造の i D 携帯等に該当すると思われる場合、又は当該取引について日常の取引から判断して異常に大量、若しくは高価な購入の申込がある場合、又、i D 携帯等がカードのときには、上記に加え、カード名義・提示者の性別・カード発行会社・i D 携帯等の会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、同一会員が異なる名義のカードを呈示した場合に、i D 携帯等による信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。一時に多数の顧客が来店し多数の i D 携帯等の提示があった場合には、特に注意を払うものとします。
2. 前項の場合、当社が当該取引における i D 携帯等の使用状況の報告、i D 携帯等に関する確認、会員と当該 i D 携帯等による本決済システム利用のための契約を締結している会社（以下「i D 携帯等の発行会社」といいます）の確認、i D 携帯等の会員番号及び i D 携帯等の会員氏名の確認、本人確認等の調査、及びカード回収の依頼等の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。
3. 加盟店は、前2項の場合に限らず、当社が会員の i D 携帯等の使用状況等、調査協力を求めた場合、これに対して協力するものとします。
4. 加盟店は、当社が i D 携帯等の不正利用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。

#### 第9条（不正利用等発生時の対応）

1. 加盟店は、その行った信用販売につき、第7条に違反し、又は不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正、及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要、且つ、適切な内容の計画を策定し実施するものとします。
2. 加盟店は、前項の信用販売につき、第7条に違反し、又は不正利用がなされた場合には、速やかにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果、並びに是正、及び再発防止のための計画の内容、並びにその策定、及び実施のスケジュールを報告するものとします。

#### 第10条（信用販売の円滑な実施）

1. 加盟店は、信用販売を行う、或いは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。
2. 加盟店は、信用販売を行った場合、速やかに商品、又はサービス等を会員に引渡し、又は提供するものとします。但し、売上票記載の利用日に引渡し、又は提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第4項、及びその施行規則に定める事項などを記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法、その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとします。
4. 加盟店は、第13条第1項で定める売上データが当社に到着した後に会員が割賦販売法、及び特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回、又は信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」

といたします)を行った場合には、速やかに当社に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとします。

5. 加盟店は、商品又はサービス等を複数回にわたり引渡し、又は提供する場合において、第13条第1項で定める売上データが当社に到着した後に会員が当該信用販売を解除したときは、速やかに当社に届出るとともに、当社所定の方法により当該会員と当該信用販売の精算を行うものとします。
6. 加盟店は、加盟店の事由により商品、又はサービス等の引渡し、又は提供が困難となったときは、速やかにその旨を会員、及び当社へ連絡するものとします。
7. 加盟店が、信用販売の取消し、又は解約等を行う場合には、速やかに当社所定の方法にて当該債権に係る手続の取消しを行うこととし、当社は第13条に準じて処理するものとします。
8. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権の立替払金が当社より支払済みである場合には、速やかにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第19条第3項を準用することができるものとします。

#### 第11条 (信用販売の責任)

加盟店は、第7条ないし第10条に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第19条の規定に従うものとします。

#### 第12条 (無効 i D 携帯等の取扱い)

1. 加盟店は、i D 携帯等の発行会社が会員から i D 携帯等の紛失・盗難等の通知を受ける、又は利用限度額を超過するなどにより作成する i D 携帯等による本決済システムの利用を無効とする、又は利用を一時停止する情報 (以下「無効データ」といいます) を当社所定の時期、及び方法により取得するものとします。
2. 加盟店は、当社から特定の i D 携帯等による本決済システムの利用を無効とする旨の通知を受けた場合、又は明らかに偽造・変造と判断できる i D 携帯等を提示された場合には、当該 i D 携帯等の提示者に対しては、信用販売を行わないものとし、速やかにその事実を当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
3. 加盟店は、当社から特定の i D 携帯等による本決済システムの利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、信用販売を行わないものとします。
4. 加盟店は、前3項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売にかかる売上等全額について加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第19条の規定に従うものとします。

#### 第13条 (立替払等)

1. 加盟店は、第7条に基づく売上債権について、信用販売を行った日から15日以内 (休日を含みます) に i D 取扱端末をその取扱契約に基づき使用し、当社に売上データを送信して立替払いを請求するものとします。
2. 前項の送信期限以下に売上データが送信された売上債権について、当社が当該売上債権、或いは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、及び提携組織が正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡、又は立替えて支払うことにつき拒否、又は異議を唱えた場合、若しくは当該会社が当該売上債権、或いは立替払いにより、会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第19条の規定に従うも

のとします。

3. 加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権の立替払いを拒否されても異議を申し立てないものとします。
4. 加盟店は、売上債権及び立替払い請求をすることにより発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、若しくは立替えて支払わせることはできないものとします。

#### 第14条（iD携帯等の取扱いの中止）

当社は、以下の何れかに該当する場合には、iD携帯等の取扱いを中止、又は一時停止することができます。この場合、当社は、iD携帯等の取扱いを中止、又は一時停止することにより、加盟店及び会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

1. 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力によりiD携帯等の取扱いが困難であると当社が判断した場合
2. その他、コンピュータシステム保守の他、当社がやむを得ない事情でiD携帯等の取扱いの中止、又は一時停止が必要と判断した場合

#### 第15条（商品の所有権の移転）

加盟店が会員に信用販売した商品、又はサービス（附帯関連する役務を含みます）等の所有権は、当社が第16条の規定に基づき当該代金を加盟店に支払ったときに加盟店より当社に移転するものとします。

#### 第16条（立替払金の支払い方法）

1. 当社が立替払いをする売上債権にかかる債務の締切日、及び加盟店への立替払金（以下「振込金」といいます）の支払方法は、当社所定の「JSIC 加盟店申込書」及び「加盟店審査申込みフォーム」（以下、加盟店申込書といいます）において加盟店が指定し、当社が承認した締切日ごとに集計を行い、当該集計の対象となった売上債権について、加盟店申込書において加盟店が指定し、当社が承認した支払日に加盟店が指定した金融機関口座に振り込むことにより支払うものとします。但し、当社との間において別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。また、金融機関のシステム障害、その他の不可抗力による場合、当社は立替代金の支払いが遅延したことによる遅延損害金の支払義務、その他の義務を負わないものとします。
2. 前項の支払いは、各支払日における合計額から第21条に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。
3. 加盟店から本規約に違反した売上データが当社に到着した場合、その他、加盟店が本規約に違反した信用販売を行った場合には、当社は当社が加盟店に負担する立替払金支払債務の全部、又は一部の支払いを拒絶できるものとします。
4. 加盟店から送信された売上データの正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息、その他遅延損害金は発生しないものとします。
5. 加盟店は、本条第1項の当社に対する売上債権を第三者に譲渡、又は担保に供してはならないものとします。
6. 本条第1項に関わらず、加盟店が指定する金融機関口座の名義人が加盟店の名義（加盟店が個人の

場合は当該個人の氏名を指し、加盟店が法人、又は団体の場合は商号、その他の正式名称を示します)と一致しない場合、当社が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かに関わらず、当社は当該口座に振込みを行わないことができ、加盟店に対して、振込口座の変更を求めることができるものとしします。なお、この場合、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとしします。

#### 第 17 条 (会員との紛議及び i D 携帯等の利用代金等)

1. 加盟店は、会員に対して提供した商品、又はサービス (附帯関連する役務を含みます) 等、加盟店及び会員との間の問題に関して紛議が生じた場合遅滞なく、当該紛議を自らの責任と費用負担の下、解決するものとしします。
2. 加盟店は、前項の紛議の解決にあたり、当社の許可なく会員に対して当該 i D 携帯等の利用代金を直接返還しないものとしします。
3. 第 1 項の紛議を理由に会員が当該 i D 携帯等の利用代金の支払を拒否した場合、会員との紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、又は会員の当社に対する支払いが滞った場合には、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該代金の支払を保留できるものとしします。この場合、保留した支払代金について法定利息、その他遅延損害金は発生しないものとしします。
4. i D 携帯等がカードのときには、当社から紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由によりカードの回収を依頼した場合、加盟店はカードの回収に協力するものとしします。

#### 第 18 条 (会員との紛議に関する措置等)

1. 加盟店は、会員から当社に紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引の態様 (当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容)、紛議の発生要因について報告するものとしします。
2. 加盟店は、前項の報告、その他、当社の調査の結果、当社が会員の紛議が加盟店の割賦販売法 35 条の 3 の 7 に規定される行為、その他、法令で禁止されている行為に起因するものとして認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他、当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を当社の求めに応じて報告しなければならないものとしします。
3. 加盟店は、第 1 項の報告、認定割賦販売協会の保有する情報、その他の方法による当社の調査の結果、当社が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他の当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を当社の求めに応じて報告しなければならないものとしします。
4. 当社は、前 3 項の報告、その他、当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことができ、加盟店はこれに従うものとしします。但し、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。また、当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。
  - (1) 文書、若しくは口頭による改善要請
  - (2) 信用販売の停止
  - (3) 本規約の解除

#### 第 19 条 (立替払金の返還等 (買戻し) の特約)

1. 下記の何れかに該当した場合、当社は、立替払いをせず、又は立替払金が当社より支払済みである場合は返還を請求できるものとします。当社は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとします。加盟店がこの証明を行わない場合には、当社は、立替払金の返還を請求等できるものとします。
  - (1) 当社が立替払いした売上債権にかかる売上データが正当なものでないこと、その他、売上データの記載内容が不実不備であった場合
  - (2) 第7条ないし第10条に定める手続によらず信用販売を行った場合
  - (3) 第12条第1項ないし第3項に違反して信用販売を行った場合
  - (4) 第13条第2項の事態が発生した場合
  - (5) 第16条第4項の調査に対して当社が合理的と認める協力がいない場合
  - (6) 第17条第1項の会員との紛議が解決されない場合
  - (7) 会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合
  - (8) 会員が、第10条第5項に定める信用販売の解除を行った場合
  - (9) その他、本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合
2. 第10条第6項の販売を行った加盟店が会員に対して商品、又はサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品、又はサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の提携組織に対する支払いが滞ったとき、又は会員が提携組織に対して当該代金の返還を求めたときは、当社は加盟店に対し、立替払金の返還を請求等できるものとします。
3. 前2項の場合、加盟店は当該売上債権、及び他の売上債権の立替払いに伴い生ずる第16条第2項に規定する振込金から、返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、並びに当該立替払金に不足が生じる場合は、次回以下の振込金を順次当該立替払金に充当することを承諾するものとします。
4. 前項の手続を行ったにもかかわらず、当社が返還等を請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求により遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、返還等を請求した日とは当社が加盟店に対して口頭、又は文書により通知した日とします。

#### 第20条（不正利用被害の負担）

1. 加盟店が、会員から提示されたiD携帯等がICカード、又はICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず、第7条によることなく、信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたiD携帯等に係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は、加盟店に対し、当該信用販売に係る立替金の支払を拒み、又は支払い済みの当該会員の返還を請求することができるものとします。
2. 当社が加盟店に対して別途書面、又はこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が、iD携帯等の提示者とiD携帯等の名義人との同一性の確認について、実行計画に定められた措置を講じることなく信用販売を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって速やかに「第7条によることなく信用販売を行った場合」とはみなさないものとします。
3. 本条第1項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求、又はその範囲を制限するものと解してはならないものとします。

## 第 21 条 (手数料の支払い)

加盟店は、i D 携帯等による信用販売額に対して当社所定の料率により計算した手数料を当社に支払うものとします。

## 第 22 条 (提携組織の規則等の遵守)

1. 加盟店は信用販売にあたり、提携組織の規則等に準拠した取扱いを行わなければならないものとします。
2. 加盟店が提携組織の規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、加盟店の負担とします。
3. 加盟店は、提携組織の規則等に変更 (制定、廃止等を含みます) があつた場合は、変更後の内容が適用されるものとし、当該変更起因して加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、加盟店が負担するものとします。
4. 提携組織が、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金等 (名称の如何は問わないものとして) を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。

## 第 23 条 (加盟店の禁止行為)

1. 加盟店は、次の各号に定める行為、又はこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、加盟店の従業員、或いは役員が次の各号に定める行為、又はこれに類する行為を行った場合には、加盟店が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。
  - (1) 加盟店が加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、又は第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと
  - (2) 顧客との間に信用取引がないのに、それがあつたかのように会員と通謀し、或いは会員に依頼して取引があつたかのように装うこと
  - (3) 顧客と取引を行う、或いは取引の勧誘にあたり、違法又は不適切な行為 (顧客の利益の保護に欠ける行為を含みます) を行うこと
  - (4) 当社の信用販売にかかる商品の留保した所有権を侵害すること
  - (5) 第三者の売掛金の決済・回収のために本規約に基づく決済を利用すること
  - (6) 公序良俗に違反すること、その他、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける、又は受ける虞のある行為をすること
  - (7) 合理的な理由なく、加盟店 (代表者及びその関係者を含みます) が保有する i D 携帯等を使用し、本規約にかかる信用販売を行うこと
  - (8) 暗証番号、セキュリティコード (CVV2・CVC2)、その他、当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること
  - (9) その他、本規約に違反すること
2. 加盟店は、前項各号の行為が行われないよう、加盟店の従業員、或いは役員の教育・指導、その他の前項の行為が行われない為の必要な体制整備を行うものとします。

## 第 24 条 (状況報告)

加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況、及び特定時期の財務状況について、文書、その他、当社が適当と認める方法により、当社に対し報告を行うものとします。

## 第 25 条 ( i D 携帯等の会員番号等の適切な管理)

1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合、その他、正当な理由がある場合を除き、 i D 携帯等の会員番号等を取り扱ってはならないものとします。
2. 加盟店は、割賦販売法、その他の法令に従い、 i D 携帯等の会員番号等の適切な管理のために必要な措置を講じると共に、 i D 携帯等の会員番号等の漏洩等を防止するために i D 携帯等の会員番号等を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
3. 加盟店は、 i D 携帯等の会員番号等の適切な管理のために、実行計画に掲げられた措置、又はこれと同等の措置を講じるものとします。
4. 当社は、前項で講じられた措置が実行計画に掲げられた措置、又はこれと同等の措置に該当しない恐れがあるとき、その他、 i D 携帯等の会員番号等の滅失・毀損・漏洩等 (以下「漏洩等」といいます) の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
5. 加盟店の保有する i D 携帯等の会員番号等の漏洩等が生じた場合、又はその恐れが生じた場合には、加盟店は、遅滞なく以下の措置をとらなければならないものとします。
  - (1) 漏洩等の有無を調査すること
  - (2) 前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲 (漏洩等の対象となった i D 携帯等の会員番号等の特定を含みます)、その他の事実関係、及び発生原因を調査すること
  - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要、且つ、適切な内容の計画を策定し実行すること
  - (4) 漏洩等の事実、及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること
6. 前項柱書の場合であって、漏洩等の対象となる i D 携帯等の会員番号等の範囲が拡大する恐れがあるときには、加盟店は、速やかに i D 携帯等の会員番号等、その他、これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
7. 加盟店は、本条第 5 項柱書の場合には、速やかにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、本条第 5 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
  - (1) 本条第 5 項第 1 号及び第 2 号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
  - (2) 本条第 5 項第 1 号及び第 2 号の調査につき、その途中経過及び結果
  - (3) 本条第 5 項第 3 号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
  - (4) 本条第 5 項第 4 号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
  - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項
8. 加盟店の保有する i D 携帯等の会員番号等の漏洩等が発生した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第 5 項第 4 号の措置をとらない場合には、当社は事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は漏洩等が生じた i D 携帯等の会員番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。

## 第 26 条 (委託の場合の i D 携帯等の会員番号等の適切な管理)

1. 加盟店は、 i D 携帯等の会員番号等の取扱いを本規約に関わる業務処理を第三者に委託する場合 (数次委託を含むものとし、以下同じ。以下、この委託を受けた第三者を「委託先」といいます) に委

託する場合には、以下の基準に従わなければならないものとします。

- (1) 委託先が次号に定める義務に従い i D 携帯等の会員番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること
  - (2) 委託先に対して、第 25 条第 2 項及び第 3 項の義務と同等の義務を負担させること
  - (3) 委託先が前号の措置を講じなければならない旨、及び第 25 条第 4 項に準じて加盟店から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を、委託契約中に定めること
  - (4) 委託先における i D 携帯等の会員番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、委託先に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと
  - (5) 委託先が予め加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対して i D 携帯等の会員番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること
  - (6) 委託先が加盟店から取扱いを委託された i D 携帯等の会員番号等につき、漏洩等が発生した場合、又はその恐れが生じた場合、第 25 条各項に準じて、委託先は速やかに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係又は発生原因等に関する調査、並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること
  - (7) 加盟店が委託先に対し、i D 携帯等の会員番号等の取扱いに関し、第 27 条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること
  - (8) 委託先が i D 携帯等の会員番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること
2. 委託先の保有する i D 携帯等の会員番号等の漏洩等が発生した場合、又はその恐れが生じた場合には、加盟店は第 25 条第 5 項ないし第 8 項と同等の義務を負うものとします。

## 第 27 条（調査）

1. 以下の何れかの事由があるときは、当社は、自ら又は当社が適当と認めて選定したものにより、加盟店に対して、当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。
  - (1) 加盟店又は委託先において、i D 携帯等の会員番号等の漏洩等が発生し、又はその恐れが生じたとき
  - (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われ又はその恐れがあるとき
  - (3) 加盟店が本規約第 7 条第 1 項、第 9 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、又は第 29 条の何れかに違反している恐れがあるとき
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況、その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき
2. 前項の調査は、その必要に応じて、以下の各号の方法、その他、当社が適当と認める方法によって行うことができるものとします。
  - (1) 必要な事項の文書、又は口頭による報告を受ける方法
  - (2) i D 携帯等の会員番号等の適切な管理、又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類、その他の物件の提出、又は提示を受ける方法

- (3) 加盟店、若しくは委託先、又はその役員、若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
  - (4) 加盟店、又は委託先において i D 携帯等の会員番号等の取扱いに係る業務を行う施設、又は設備に立ち入り、i D 携帯等の会員番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第 4 号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器、その他 i D 携帯等の会員番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. 当社は、本条第 1 項第 1 号、又は第 2 号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。但し、本条第 1 項第 1 号に基づく調査については、加盟店が第 25 条第 5 項に定める調査、及び同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第 1 項第 2 号に基づく調査については、加盟店が第 9 条第 1 項に定める調査、及び同条第 2 項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。

#### 第 28 条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号の何れかに該当する場合には、当社は加盟店に対して期間を定めて当該事案の是正、及び改善のために必要な計画の策定と実施を求め、加盟店はこれに応じるものとします。
- (1) 加盟店が第 25 条第 3 項及び第 4 項、若しくは第 26 条第 1 項の義務を履行せず、又は委託先が第 26 条第 1 項第 2 号、若しくは第 3 号により課せられた義務に違反し、又はそれらの恐れがあるとき
  - (2) 加盟店、又は委託先の保有する i D 携帯等の会員番号等の漏洩等が発生、又はその恐れがある場合であって、第 25 条第 5 項および第 26 条第 2 項の義務を相当期間内に履行しないとき
  - (3) 加盟店が第 7 条第 1 項に違反し、又はその恐れがあるとき
  - (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第 9 条の義務を相当期間内に履行しないとき
  - (5) 加盟店が法令、又は本規約に違反するとき
  - (6) 前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況、その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定、若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正、若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要、且つ、適切と認められる事項（実施すべき時期を含みます）を提示し、その実施を求めることができるものとします。

#### 第 29 条（届出事項の変更等）

1. 加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者の氏名及び生年月日、所在地、電子メールアドレス（当社に届け出ている場合）、取扱店舗、連絡先、URL、加盟店が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 33 条等に基づき、法人番号の指定を受けている場合における当該法人番号（以下、「法人番号」といいます）、取扱商材及び販売方法、又は役務の種類及び提供方法、指定預金口座等の加盟店申込書、又は本規約に定める

届出事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。

2. 加盟店は、第7条第1項、第9条、第25条第3項及び第4項、第26条、並びに第28条第1項6号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、予め当社へ届け出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。
3. 加盟店は、本条第1項の届出がないために当社からの通知、又はその他送付書類、第16条に規定する振込金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。なお、本条第1項に基づく電子メールアドレスの変更届出がないために、当社が当該電子メールアドレスへ宛てて送信した振込額等の通知、又はその他の各種通知等が延着し、又は到着しなかったと当社が認識した場合も同様とします。
4. 本条第1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法、且つ、適正な方法により取得した個人情報、又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る本条第1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、加盟店は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

### 第30条（契約解除等）

1. 第32条の規定にかかわらず、下記各号の何れかの事態が発生した場合、又は当社が違反しているものと認めた場合、当社は、本契約を速やかに解除できるものとします。この場合、当社は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、速やかに本規約による取引を停止させることができるものとします。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。当社が本項に基づき本規約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、速やかに支払うものとします。
  - (1) 加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
  - (2) 加盟店の営業、又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
  - (3) 加盟店が監督官庁から営業の取消、又は停止処分を受けた場合
  - (4) 加盟店が自ら振出し、若しくは引受けた手形、又は小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
  - (5) 加盟店が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産、その他これに類似する倒産手続の開始、若しくは競売を申立てられ、又は自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは破産、その他これに類似する倒産手続の申立を自らした場合
  - (6) 加盟店の経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
  - (7) 加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本号、及び次号において同じ）が、暴力団員等に該当した場合、又は次の何れかに該当したことが判明した場合
    - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(8) 加盟店が、自ら又は第三者を利用して、次の何れかに該当する行為をした場合

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤換金を目的とする商品の販売行為

⑥合理的な理由なく、加盟店（代表者及びその関係者を含みます）が保有する i D 携帯等を使用する、本規約にかかる信用販売行為

⑦その他、①ないし⑥に準ずる行為

(9) 加盟店届出の店舗所在地に取扱店舗が実在しない場合

(10) 加盟店が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合

(11) 加盟店申込書、又は本規約に定める届出（変更の届出を含む）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合

(12) 第 1 条第 4 項に違反し加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合

(13) 第 4 条ないし第 12 条に定める手続によらずに信用販売を行った場合

(14) 第 16 条第 4 項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合

(15) 第 19 条の規定に違反して返還等に応じない場合

(16) 加盟店に対し、第 27 条第 4 項の調査等が完了しない場合や、加盟店がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合

(17) 第 27 条ないし第 29 条に違反して調査事項の報告等の義務を履行しない場合

(18) その他、加盟店が、本規約に違反した場合、若しくは当社が加盟店として不相当と認めた場合

2. 本規約の解約・解除条項、又は前項各号の何れかの事態が発生した場合、本規約の解約・解除条項又は前項に基づき本規約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたか、又は当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本規約に基づく債務の全部、又は一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息、その他、遅延損害金の支払義務を負わないものとします。

3. 第 1 項第 3 号、ないし第 5 号の何れかの事態が発生した場合、本規約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務、その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本規約に基づくものであるか否かは問いません）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。本規約の解約・解除条項、又は第 1 項各号（第 3 号ないし第 5 号を除きます）の何れかの事態が発生した場合、又は当社が必要、又は相当と認めた場合、当社は、本規約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務、その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本規約に基づくものであるか否かは問いません）とを何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとします。

4. 加盟店は、第 32 条又は本条第 1 項により本規約が解約、又は解除された場合、速やかに加盟店の負

担において加盟店標識を取り外すものとし、未使用の売上票等も含め一切の用度品を速やかに当社へ返却するものとし、

5. 当社は、加盟店が本規約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとし、信用販売を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとし、これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。

#### 第 31 条（損害賠償）

加盟店が本規約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、加盟店は当社に対し当該損害を賠償する責を負うものとし、なお、損害には、提携組織の規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとし）等を含むものとし、

#### 第 32 条（有効期間・解約）

本契約の有効期間は、契約締結の日から 1 年間とします。但し、期間満了の 3 ヶ月前までに、当社又は加盟店の何れからも書面による解約の意思表示がない場合には、本契約は期間満了の日の翌日からさらに 1 年間延長されるものとし、以降も同様とします。但し、加盟店が 1 年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、又は、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に 3 ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより（加盟店との連絡不能による場合は、第 29 条第 3 項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなします）、本契約を解約できるものとし、

#### 第 33 条（規約の変更、承認）

当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知、又はホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとし、また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとし、

#### 第 34 条（本規約に定めのない事項）

本規約に明示されていない事項又は本規約の各条項等の解釈に疑義が生じたときは、当社及び加盟店の間において誠意をもって協議のうえ解決するものとし、

#### 第 35 条（合意管轄裁判所）

本規約に関し、当社及び加盟店との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 36 条（準拠法）

本規約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとし、

以上

2017年11月13日制定

2019年7月16日改定

2020年11月15日改定

2024年9月17日改定